

かすみがうら市週休2日制促進工事の方針についてQ A

令和7年4月 かすみがうら市

【週休2日制促進工事について】

- Q 1 「かすみがうら市週休2日制促進工事の方針について」とは何か。
- Q 2 週休2日制促進工事とは、どのような工事か。
- Q 3 週休2日制促進工事を受注した場合どうなるのか。
- Q 4 完全週休2日制と4週8休制の違いは。
- Q 5 週休2日制促進工事の対象かをどう判断すればよいか。
- Q 6 発注方法にある「発注者指定型」と「受注者希望型」の違いは。

【対象工事】

- Q 7 対象となるのはどのような工事か。
- Q 8 現場作業を行う期間が1ヶ月以上の基準は。
- Q 9 令和7年4月1日前に受注した工事は対象になるか。

【現場閉所日】

- Q 10 祝日を終日休工した場合、閉所日扱いになるか。
- Q 11 午後のみ休工又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われるか。
- Q 12 月曜午後と火曜午前等、連続した半日単位の閉所は、1日閉所となるか。
- Q 13 夜間作業における閉所の取り扱いはどのようにになるか。
- Q 14 雨天等で翌日を急に閉所日としたい場合どうすればよいか。
- Q 15 当日の朝、雨天等により休工を決定した場合、その日を閉所日にできるか。
- Q 16 完全週休2日制の「同一週内」に振替閉所日を設ける場合の考え方は。
- Q 17 振替閉所日は、1工事当たり何回まで取ってよいといった決まりはあるか。

【週休2日制促進工事について】

Q 1 「かすみがうら市週休2日制促進工事の方針について」とは何か。

A 市は、建設業界における担い手確保のための取組みの一環として、また、令和6年4月からの時間外労働の上限規制を踏まえ、受注者が週休2日を確保できるよう「週休2日制促進工事」を導入します。

週休2日制促進工事の発注等には、「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」を準用するため、その実施方針を示したものです。

Q 2 週休2日制促進工事とは、どのような工事か。

A 受注者が週休2日を実施するために必要な工期設定および積算のされた工事です。

Q 3 週休2日制促進工事を受注した場合どうなるのか。

A 受注者は、週休2日（土日休みの完全週休2日制、又は4週8休制）の達成が求められます。

Q 4 完全週休2日制と4週8休制の違いは。

A 完全週休2日制は、対象期間の全ての土曜、日曜を現場閉所日とします。

4週8休制は、対象期間の月単位で28.5%（2／7）を現場閉所日とします。

※月単位は、対象期間内の月の最初の日曜から、最後の日曜が属する週の土曜までをいいます。

※週単位は、日曜で始まり土曜で終わる一連の7日間をいいます。

Q 5 週休2日制促進工事の対象かをどう判断すればよいか。

A 入札公告及び特記仕様書に週休2日促進工事について明示します。入札公告に記載がない場合は、週休2日制促進工事の対象外となります。

Q 6 発注方法にある「発注者指定型」と「受注者希望型」の違いは。

A 「発注者指定型」は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式です。

契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定します。

また、発注時の予定価格には、別に定める経費補正が計上されています。

「受注者希望型」は、受注者が週休2日に取り組むか否かを選択する方式です。

受注者が週休2日制に取り組むことを希望する場合は、契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定します。

また、発注時の予定価格には、経費補正が計上されておらず、変更にて経費の補正を行います。

【対象工事】

Q 7 対象となるのはどのような工事か。

A 現場作業を行う期間が1ヶ月以上と想定される工事です。

Q 8 現場作業を行う期間が1ヶ月以上の基準は。

A 工事着手日（工事事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始する日）から、工事完成（工事目的物完成）までの期間を基準とします。

Q 9 令和7年4月1日前に受注した工事は対象になるか。

A 対象外となります。

【現場閉所・振替現場閉所】

Q 10 祝日を終日休工した場合、閉所日扱いになるか。

A 祝日も平日と同様で、祝日を休工とする場合には閉所日扱いとなります。

Q 11 午後のみ休工又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われるか。

A 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所は扱いません。

Q 12 月曜午後と火曜午前等、連続した半日単位の閉所は、1日閉所となるか。

A 月曜午後から火曜午前の連続した閉所は、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため閉所日として扱いません。

Q 13 夜間作業における閉所の取り扱いはどのようになるか。

A 仮に、月曜 22:00 から火曜 6:00 まで施工した場合は、月曜（夜間）出勤と考えます。1日閉所扱いとするためには24時間以上の休工を確保する必要があるため、水曜 6:00 以降の出勤であればその週の火曜は1日閉所として扱います。

Q 14 雨天等で翌日を急に閉所日としたい場合どうすればよいか。

A 降雨、降雪による予定外の閉所については、振替閉所日として閉所日に含めますので、事前に受発注者協議を行い実施工程表等を修正してください。ただし、現場事務所等で事務作業などを実施した場合は現場閉所とはなりません。

Q 15 当日の朝、雨天等により休工を決定した場合、その日を閉所日にできるか。

A 事前に協議を行えば、降雨、降雪による悪天候も、振替閉所日として閉所日に含めますので、受発注者協議により実施工程表等を修正してください。ただし、現場事務所等で事務作業などを実施した場合は現場閉所とはなりません。

Q16 完全週休2日制の「同一週内」に振替閉所日を設ける場合の考え方は。

A 日曜で始まり土曜で終わる一連の7日間を、ここでいう“週”の単位としています。そのため、土曜に工事をする場合の振替閉所日は、原則として前5日間内に、日曜に工事をする場合は後5日間内に設けることになります。なお、土曜については、前5日間内に振替閉所日を設けることが困難な場合には、翌週内に設けることも可能としています。

Q17 振替閉所日は、1工事当たり何回まで取ってよいといった決まりはあるか。

A 特に上限は設けていません。ただし、建設業界の担い手確保の取組みと、労働環境の改善を図ることを目的とした週休2日制促進工事の趣旨を踏まえた取組みをお願いします。